

2025年2月25日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

「いわぎんアプリ利用規約」の改訂について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおり「いわぎんアプリ利用規約」を改訂いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改訂趣旨

「普通預金口座開設サービス」の追加に伴う改訂

2. 改訂内容（改訂後の規約は[こちら](#)からご確認いただけます）

(1) 第1条第6項第14号の新設

改訂前	改訂後
<u>(新設)</u>	<u>(14) 普通預金口座開設サービス</u> <u>① 本アプリから普通預金口座開設の申込みができます。</u> <u>② 本アプリから開設する普通預金口座の内容や、お申込みいただけるお客さまの条件は、当行ホームページや本アプリの申込画面に記載いたします。なお、条件を満たしている場合であっても、総合的な判断により、口座開設をお断りする場合があります。</u>

(2) 第2条の改訂

改訂前	改訂後
お客さまは、本規約および「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」にご同意いただいた上で、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスをご利用することができるものとします。	お客さまは、本規約および「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」にご同意いただいた上で、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスをご利用することができるものとします。 <u>ただし、第1条第6項に定めるサービスのうち「プッシュ通知サービス」、「ワンタイムパスワードサービス」および「普通預金口座開設サービス」をご利用される場合はこの限りではありません。</u>
<u>1. あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン（但し、指定機種に限るものとします。</u>	<u>(削除)</u>

以下同じ。)において利用できる状態にしておくこと。

2. 本アプリでご利用するメールアドレスの登録が完了していること。
3. 本アプリのご利用パスワード（以下「アプリ暗証番号」と言います）の登録が完了していること
4. 「いわぎんインターネットバンキングサービス」契約が成立していること。

1. 本アプリでご利用するメールアドレスの登録が完了していること。
2. 本アプリのご利用パスワード（以下「アプリ暗証番号」と言います）の登録が完了していること
3. 「いわぎんインターネットバンキングサービス」契約が成立していること。

3. 改訂日

2025年3月25日（火）

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 デジタル推進部 大道口・高橋
電話 019-623-1111（代表）

以上